

## 令和7年度 千葉市青少年育成団体等募集要項

### 1 趣旨

千葉市青少年健全育成事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」）に基づき、令和7年度に実施する青少年育成団体等事業の補助対象者を公募するにあたり、補助要綱第4条の規定により、必要な事項を定める。

### 2 補助の目的

市内で青少年健全育成活動を行う団体が実施する、広く市民に開かれた青少年の健全育成事業について、その事業に係る経費の一部を補助することにより、青少年の健全育成を図る。

### 3 申請資格

次のすべてに該当する団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点をおき、市内で青少年の健全育成に寄与する活動の実績があること。
- (2) 規約（会則等）を有し、団体の事業運営が独立して行われていると認められること。
- (3) 営利・宗教・政治に結びつく活動を行っていないこと。
- (4) 概ね小学生以上25歳までの市内在住・在勤・在学の会員が10人以上在籍していること。もしくは、市内在住・在勤・在学の小学生以上25歳までを対象とする、一事業当たりの年間累計参加者数が100人以上となる事業を計画していること。
- (5) スポーツや音楽等を主たる活動内容として設置又は運営している団体や、市または市の外郭団体を含む公的な機関から補助金の交付などを受けている団体を除く。

### 4 対象事業

次のいずれかに該当する事業であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施されるものとする。

- (1) 青少年の健全育成をとおして社会貢献に寄与する活動を、将来にわたって継続的に行う事業
- (2) 青少年の健全育成活動を、団体の会員のみによるものではなく、広く市民に周知し、その参加を得て行う事業
- (3) その他、市長が特に認める青少年健全育成活動

ただし、上記のいずれかに該当する事業であっても、次の①から⑥のいずれかに該当するものは、対象としない。

- ① 実施の成果が特定の者のみに寄与すると認められるもの
- ② 単に、調査・研究を行うことを目的とするもの
- ③ 飲食を主な目的とするもの
- ④ 事業費の総額が膨大で、助成による効果が十分期待できないと認められるもの
- ⑤ 営利を目的とするもの
- ⑥ 参加者の安全が十分確保できないもの

### 5 対象経費及び補助率等

補助額は予算の範囲内で、補助対象経費から他からの収入を差し引いた金額の2分の1以内とする。

- (1) 報償費（講師等への謝金（講師等の旅費を含む。））
- (2) 印刷製本費（印刷費、写真プリント代に係る経費並びにこれらに類する経費）
- (3) 消耗品費（文具、事務用品費等活動に必要な消耗品費及びこれらに類する経費）

- (4) 通信運搬費（切手代、はがき代等通信運搬に係る経費及びこれらに類する経費）
- (5) 保険料（傷害保険料等）
- (6) 使用料・賃借料（会場使用料、賃借料その他これに類する経費）
- (7) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

6 補助金の申請回数及び申請補助事業数

申請は、一団体につき1回に限る。また、一団体が申請できる事業数は5事業を上限とする。

7 一事業の補助金の上限額

一事業あたりの補助金の上限額は14万円とする。

8 申請手続き

申請にあたっては、次の申請書類を提出期限までに提出すること。

**【申請書類】**

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助事業計画書
- (3) 補助事業収支予算書
- (4) 団体概要書
- (5) 定款、規約書その他これに類するもの
- (6) 構成員の名簿（住所の記載のあるもの）
- (7) 前年度の収支決算書及び会計監査報告書（別紙事業別内訳）

※(4)から(7)については、各団体の総会等の資料に代えることができる。

**【提出方法】**

下記提出先へ郵送、直接持参、又は電子メールで提出すること。

**【提出期限】**

令和7年5月2日（金）

9 選考審査

(1) 申請書を受理した提案について、千葉市青少年育成団体等選考委員会において審査を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定する。

(2) (1)の審査は、申請者が事業内容等について提案するプロポーザル方式により行う。

※審査結果（交付／不交付決定及び補助金額）は、6月中旬頃通知予定。

10 補助金の交付時期

原則として、対象事業の完了後に交付する。

ただし、事業実施前に補助金が必要であると認められる場合は、概算払いできるものとする。

**【申請書の提出・問い合わせ先】**

千葉市こども未来局こども未来部健全育成課育成班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5955 FAX 043-245-5995

健全育成課ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/index.html>